

平成25年第3回市議会定例会において可決された意見書

地方税財源の充実確保に関する意見書

平25. 9. 30 第3回定例会で可決
提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官
経済財政政策担当大臣
財務大臣、総務大臣

地方財政は、社会保障関係費の増嵩など財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いています。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方交付税の増額による一般財源総額の確保が必要不可欠であるとともに、国・地方間の税財源配分を見直し、偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系を構築する必要があります。

よって、政府におかれては、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保

社会保障関係費の自然増など増嵩する財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。

また、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

2. 地方税財源の充実確保

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ること。

(2) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。特に、償却資産に係る固定資産税は、市町村にとって貴重な税源となっており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、多大な影響が生じることから、現行制度を堅持すること。

(3) 自動車取得税・自動車重量税は、代替財源を確保しない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(4) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保するための仕組みを構築すること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

教育予算の拡充に関する意見書

平25. 9. 30 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、内閣官房長官
財務大臣、文部科学大臣
総務大臣

平成23年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校1年生に導入された35人以下学級については、昨年度、加配措置により小学校2年生まで拡充されたところです。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中学校及び高校の望ましい学級規模として、「26人～30人」を挙げています。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める公的教育支出の割合は、OECD加盟国（データのある30カ国）の中で日本は最下位となっています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国におかれては、平成26年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 少人数学級を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。